平成31年度 国立大学法人奈良女子大学 年度計画

注)□内は中期計画、「・」は年度計画を示す。

- I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
- 1 教育に関する目標を達成するための措置
- (1)教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置
- 〈1〉文系、理系を問わず、普遍的・総合的に物事を捉えることに優れ、深い教養に裏打ちされた高度な専門家である、各分野の優れた女性リーダーを育成するために、平成29年度までにディプロマポリシー、カリキュラムポリシーを見直し、不断の改善を行う。【1-1-11】
- ・〈1-1〉ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーに基づく授業の実施について、履 修計画の助けとなるよう、カリキュラムマップにより学生に周知する。
- 〈2〉学生を知識、感性、主体性を兼備した優れた女性リーダーとして成長させるために、短期留学や長期インターンシップの奨励等を組み入れた独自のカリキュラム体系を持った6年一貫の教育プログラムを確立し、平成29年度以降の入学生に告知し、平成31年度から全ての学科・専攻においてその選択を可能にする。【1-1-12】
- ・〈2-1〉昨年度までに制度設計した6年一貫教育プログラム要綱等に基づき、プログラム生を選抜する。また、大学院修士課程の授業の先行履修を開始する。
- 〈3〉6年一貫の教育プログラムの設置による、学生の履修形態の多様化に伴い、一人一人の学生の自発的学修を支え、体系的な履修を可能にするために、科目番号制を導入する。また学生一人一人の履修プログラムに応じた適切な指導を可能にするために、ポートフォリオを整備し、平成31年度から活用する。【1-1-13】
- ・〈3-1〉新たに科目番号制を導入し、その導入結果を検証のうえ、必要に応じて改善する。また、ポートフォリオとして整備したシステムを活用する。
- 〈4〉学士課程において、学生の学問的感性、知的主体性を育むために、アクティブラーニング中心の授業の数を、教養教育、専門教育、キャリア教育のいずれにおいても増加させ、全ての学生が1セメスターに1科目は、必ずその種の授業を受講する体制を整える。【1-1-14】
- ・〈4-1〉アクティブラーニング科目として導入しているパサージュ及び教養コア科目を、 昨年度に検討した授業計画に沿って開講する。
- ・〈4-2〉全学部学生が、無理なくアクティブラーニング中心の授業を1セメスターに1科 目履修できるよう各学部のアクティブラーニング科目拡充の計画とあわせ、全学共 通科目を開講する。

- (5) 学士課程において、専門教育・教養教育・キャリア教育のバランスのとれた教育を行うとともに、学生の知的主体性を養い、よき市民への成長を促すために、平成30年度にかけて段階的に教養教育を拡充する。本学で「パサージュ」と呼称している教養ゼミを、全新入生が履修可能となるように増やし、高年次において履修を義務づける教養科目を新設する。また平成27年度に始めた英語のグレード別少人数教育を逐次改善していくとともに、スペイン語・アラビア語・ベトナム語等の教育を、新設若しくは拡充する等、引き続き英語以外の語学教育の多様化にも取り組む。加えて大学院においても、専門を深化させる上での物事を俯瞰する力の重要性に鑑み、大学院改組に合わせて教養科目を設置しその履修を可能にする。【1-1-15】
- ・〈5-1〉専門教育、教養教育、キャリア教育のバランスの取れた教育を維持し、パサージュと教養コア科目を開講する。
- ・〈5-2〉平成 31 年度学部入学者から高年次教養科目を必修化したことに伴い、学生への 周知を行うとともに、高年次教養科目を試行的に開講する。また、大学院博士前期 課程の大学院教養教育科目の履修状況を引き続き点検し、改善の必要があれば、次 年度計画に向けて検討する。
- ・ 〈5-3〉順調に機能していると確認できた英語のグレード別少人数教育を継続するとともに、留学生の日本語教育の充実を図るため、日本語科目の改編を行って開講する。また、学生からのニーズが高いベトナム学と文化をともに学ぶ教養科目を拡充開講する。
- 〈6〉大学院において、社会人や、学び直し希望者等多様な学生を受け入れ、その多様な学生の多様なニーズに応えることができる教育制度を確立する。加えて、入学後に起こる生活状態の変化等にも対応できるように長期履修制度を見直す等、引き続き履修形態の弾力化に取り組む。【1-1-16】
- ・〈6-1〉「再チャレンジ型女性研究者支援制度」を開始する。同制度の入学者に対して も、必要があれば、早期修了や長期履修制度を適用する。また、実施上の問題点・ 課題等を検討する。
- 〈7〉博士後期課程において、学生に学位論文の執筆を円滑に進めさせるために、毎年の学修成果の提出と、その全指導教員による確認を義務づける。【1-1-17】
- ・〈7-1〉「現況報告書」の提出状況を確認し、提出率の向上について検討する。
- 〈8〉本学が行う大和・紀伊半島地域の地方創生事業の一環として、平成27年度に採択された地(知)の拠点大学による地方創生推進事業「共創郷育:「やまと」再構築プロジェクト」(COC+事業)に取り組み、自治体や企業等とも連携して、学生が地域の中に入り、そこで地域の課題を発見し調査・研究する体験型学修プログラムを教養教育・キャリア教育の一環として確立する。それと同時に、学生の同地域への関心を高めるため、同事業を日本の国家や文化の発祥の地である大和・紀伊半島地域の文化的・歴史的価値の再発見のための研究と連動させる。【1-1-21】(戦略性が高く意欲的な計画)
- ・〈8-1〉前年度に整備した地域志向科目の履修体制について、全ての学生が確実に科目を 修得して卒業するため、COC+推進機構教育改革部門において、引き続き開講計 画を検討するとともに、起業意識の涵養を目指したPBL (Project Based

Learning) 型キャリア教育科目を開講する。また、学生の大和・紀伊半島地域への 関心を高めるため、同地域で行う関係自治体や研究団体との連携によるシンポジウムを開催し、学生の参加を促す。

- 〈9〉お茶の水女子大学と共同で立ち上げた理系女性教育開発共同機構を中心に、女性の理工系進学と理工系女性リーダーへの成長を促すために、多くの女性が中等教育段階の理数教育に興味・関心を示さず、理工系進学を目指そうとしない現状に鑑み、女性の理工系学問への関心を惹起することができる新たな理数教育のモデルを、中等教育のレベル、大学教育のレベル、それぞれに確立する。【1-1-22】(戦略性が高く意欲的な計画)
- ・〈9-1〉女性の興味・関心をひくことのできる理数教育モデルを確立するために、アンケート調査及び国際サイエンスワークショップを実施するとともに、理系女性教育開発共同機構と理学部が連携した授業を2講座、理系女性教育開発共同機構独自の授業を2講座開講する。また、お茶の水女子大学との共同シンポジウムや高校生セミナーを主催し、理系女子育成の支援を行うとともに、研究結果及び実践結果をブックレット又は研究書として発刊する。
- 〈10〉理工系の中でもとりわけ女性の進学の少ない工学に女性の興味・関心を誘うために、従来から多くの女性の支持を得てきた生活科学と工学を融合させ、技術革新を生活の革新につなげる通常の工学とは異なり、生活の必要を技術革新に結びつける、生活工学という先端的領域を切り開き、理工系教育の新たなあり方を確立する。

【1-1-23】 (戦略性が高く意欲的な計画)

・〈10-1〉生活の必要を技術革新に結びつける生活工学という先端的領域を切り開き、従来の理工系教育に新たな方向性を付加して教育の幅を広げるために、生活工学の最先端の知識を学ぶ特別講義を開講し、具体的な課題を自ら解決しつつ横断的・実践的な学習を進めるPBL (Project Based Learning) スタイルの実践学習を企業も交えたオープンイノベーション型で実施する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 〈11〉アクティブラーニングを支えるために、無線LAN環境やICT環境の整った多目的コモンスペースを順次整備する。また図書の計画的な増加を図る等、学術情報センターの自習支援機能を強化する。【1-2-11】
- ・〈11-1〉情報セキュリティの強化として導入した新情報処理システム(平成 31 年 2 月運用開始)の脅威対策装置(UTM装置)を利用し脅威の検知・排除を行うことにより I C T環境を整える。また全教職員への I D付与等により I C T活用の整備を行う。
- ・ 〈11-2〉資料選書受入方針に基づき、学生用図書・シラバス掲載図書・教員推薦図書等を 整備・拡充する。また6年計画(2016~2021年度)で実施している研究室図書実査 を更に進め、図書資産管理と利用者への図書資料の提供を行う。
- ・〈11-3〉無線LANに対応した貸出用ノートパソコンを利用した授業及びグループ学習等により、アクティブラーニングの場となるラーニングコモンズ・グループ学習室を活用する。また運用指針となる既存規程等の整備を検討する。

〈12〉今後多様性を増していく学生の修学条件を良好なものにするために、本学が開発したWeb上での託児ニーズとサポーターのマッチングシステムである「ならっこネット」、及び学会等の開催時における「イベント託児システム」等の子育て支援システムの実施等、女性のライフイベントに配慮した教育環境の整備を引き続き行う。 【1-2-12】

- ・〈12-1〉「奈良女子大学行動計画」に基づき、教育環境をより一層充実させるため、子育て支援システム(ならっこネット、ならっこイベント)の拡充を促進する。 具体的には、支援を必要とする学生(留学生を含む)に必要な情報を迅速・適切に届け、子育でシステムの利用を促進させるため、Webサイトを更に充実させるなど、広報活動を推進する。また、病児・病後児を預かることができる支援サポーターの育成を行うとともに病児・病後児預かり制度の運用方法を検討する。
- ・〈12-2〉ワークライフバランス支援相談室において、引き続き、学業と育児や介護との調和に関する相談等に応じるとともに、子育て中の外国人留学生への育児情報提供を行う。また、妊娠・出産・介護に関する「ミニ講座」を4回以上開催し、その内容をWebサイトでも見られるようにし、ワークライフバランスに関する情報提供を行う。
- ・〈12-3〉大学院生の研究視野拡大のために、産学協働イノベーション人材育成協議会 (C-ENGINE)と連携した「研究インターンシップ事業」を推進するとともに、 企業との交流会、自己分析セミナー、キャリア相談等を実施し、大学院生及びポ ストドクターのキャリア形成を支援する。また、教員が大学院生等のキャリア開 発について理解を深めるための情報収集や広報、博士後期課程学生やポストドク ター相互の情報交換を促進するための方策について検討する。
- 〈13〉教育の質を保証するために、学生の授業評価アンケート等の各種調査に基づき、 一人一人の教員の教育の実態を把握し、その結果を踏まえて、よりよき教育、及びそれを支える教育体制を構築すべく、FD(教員が授業内容・方法を改善し向上させる ための組織的な取組)を全学で年1回、各部局においてもさらに年1回実施する。

[1-2-21]

- ・〈13-1〉FD推進委員会と教育計画室の連携のもと、学生の授業評価アンケート等各種 調査を実施し、教員にフィードバックするとともに、授業改善に有益な情報の提供を行う。また、教育の質保証のために研修の機会を全学及び各学部・研究科に おいて1回開催するほか、他大学の取組を参照し、教員個々の能力向上のための 研修情報を提供する。
- (3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置
- 〈14〉就学や生活に困難や不安を抱える学生に対して一人一人の実情にあった適切な支援を行うために、相談窓口を適切に設置し、相談内容の共有を図るために窓口間の連携を強化する。また、経済的に支援を必要とする優秀な学生に対する基金を用いた新たな奨学制度を創設するとともに、学内外の各種奨学制度の紹介等を行う。

[1-3-11]

・〈14-1〉学生相談室、保健管理センター、障害学生支援室、ハラスメント防止・対策委員会、ワークライフバランス支援相談室、国際課、学務課、学生生活課の実務担当者による連絡会議を開催し、相談に応じた適切な支援を行えているか情報交換を行い、前年度の検証結果を踏まえて相談窓口間の連携を図る。

- ・〈14-2〉なでしこ基金(修学支援事業)を活用した博士後期課程学生への奨学制度である「修学支援奨学金」の運用を開始する。
- 〈15〉新入生に対して、大学での履修や学習をスムーズにできるよう、履修支援等を行う。また、成績不振学生に関しては、引き続き学生支援室学習支援部門において毎年その実態を調査し、調査結果を学部・学科の教育にフィードバックさせることによって対応する。【1-3-12】
- ・〈15-1〉新入生を対象とする履修計画支援として「新入生履修支援ポータルガイド」を 引き続き実施し、上級生相談員による新入生の疑問や不安感の解消にあたる。ま た、学部、国際交流センターなどと連携して、編入学生や留学生への人的サポートとしてチューターを配置し、学生個別のニーズに合わせた支援を行う。
- ・〈15-2〉成績不振に陥った学生を早期に発見するために、日本学生支援機構の判定基準 に準拠した基準で、前年度の履修単位数とGPAの低い学生のスクリーニングを 行う。また前年度のGPAと履修単位数の相関関係から、学年別の特徴を引き続 き調査し、学部・学科による指導ときめ細かな学習支援にフィードバックする。 さらに学生の学修行動や学修環境の客観的データを得るために、他大学とも比較 可能な調査としてお茶の水女子大学教学比較IRコモンズと連携し、「ALCS 学修行動調査」を継続的に実施する。
- 〈16〉身体に障害を有する学生や発達障害等の障害を有する学生に対して、一人一人の 実情にあった適切な支援を行うために、障害学生支援担当副学長を中心に、臨床心理 士等の当該分野の専門家の協力も得て、相談窓口の整備と窓口間の連携を強化するこ とによって、学生が相談しやすい環境を整える。また、発達障害等に関して、研修会 を繰り返し実施する等し、教職員がその実態把握に貢献できる体制を構築する。

[1-3-21]

- ・〈16-1〉障害学生支援室において、学内の学生相談窓口との連携を図り、障害学生支援 に関する相談体制を点検し、必要があれば改善する。また、専門家の協力を得 て、引き続き多様な学生の支援方策について、知識・情報を共有し、学内での研 修・啓発の機会を提供するほか、具体的な配慮要請に対応する。
- 〈17〉学士課程・修士課程を一貫した教育課程として捉える6年一貫の教育プログラムを確立するにあたり、同プログラム選択者に対しては、入寮資格の付与や特別の奨学制度の適用等、種々の優遇措置を講じる。【1-3-31】
- ・〈17-1〉前年度改正した学生寄宿舎規程に基づき、6年一貫の教育プログラム選択者の 学生寮への入寮選考基準・選考方法等を検討する。また、前年度実施を決定し明 文化した、なでしこ基金による「大学院プログラム特別奨学制度」を6年一貫教 育プログラムの要綱と併せて平成31年度学部1~3年次生に周知し、6年一貫教 育プログラム生の選抜と併せて、大学院プログラム特別奨学生の選抜を行う。
- 〈18〉学生の就職活動を支援するために、キャリアカウンセラーの資格を持ったキャリアアドバイザーによる個別相談制度を引き続き実施するほか、卒業生のネットワークを充実させ、そのネットワークを活用したインターンシップ、企業訪問等を実施する。【1-3-32】
- ・〈18-1〉学生の就職活動を支援するために、キャリアカウンセラーの資格を持ったキャリアアドバイザーによる個別相談制度を引き続き実施する。また、前年度の実施

内容や学生の参加状況を踏まえ、エントリーシート添削や面接対策、ディスカッション対策を盛り込んだ少人数制の専門講座及び就職活動の準備が整っていない サポートが必要な学生向けの「就活準備講座」を企画・実施する。

・〈18-2〉卒業生のネットワークを活用したインターンシップを充実させるため、卒業生の勤務先企業等におけるインターンシップの実施状況を継続的に調査する。特に、企業から得られた卒業生在籍情報及びインターンシップ実施情報や、企業から直接寄せられた在籍情報、卒業生の進路報告情報を蓄積し、在学生向け情報の更新を進め、インターンシップ情報を学生に提供する。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

- 〈19〉アドミッションセンターを設置し、学問研究に必要な感性、主体性、学力等を総合的に判定できる、あるべき入学者選抜方法を研究、開発する。また、アドミッションポリシーの全体的な見直しを行い、平成29年度までに改訂する。【1-4-11】
- ・〈19-1〉各学部とアドミッションセンターが連携し、新しい入学者選抜である総合型選抜「Q」の第1次選考及び第2次選考における評価方法や入学前教育のあり方等を決定し、その内容に関して、適宜、Webサイト等で公表する。また、オープンキャンパスでも説明の機会を設けるとともに各種の大学・入試説明会等を通じて周知に努める。
- 〈20〉学生の成長力を適切に判定できる入学者選抜方法の確立に資するために、本学の IR機関である学長調査戦略室を中心に、一人一人の学生の入学前、入学後、卒業後 の成長過程をデータを基に把握する。【1-4-12】
- ・〈20-1〉学長調査戦略室とアドミッションセンターが連携し、従来の学生データ分析結果を参考に、今後の学生データの蓄積及び分析の在り方を考慮しつつ、総合型選抜における共通テストの活用方法について検討を行う。さらに、新しい高大接続プログラムに基づく接続入試では、附属中等教育学校と連携し、学生データを基に選抜方法を検討する。また、学長調査戦略室を中心に学内で実施される種々のアンケート等の収集と学内へフィードバックする体制を整える。
- 〈21〉大学入試のあり方は、中等教育のあり方に大きな影響を及ぼす。入学試験対策に偏るが故の早すぎる文理選択や、各教科の暗記科目化等はその悪影響の一つである。そこで附属中等教育学校等と連携し、従来行ってきた「高大連携特別教育プログラム」を踏まえ、高大接続入試の枠組みを新たに設けるなど、逆に中等教育に好影響を及ぼす大学入試とは如何にあるべきかを研究し、平成31年度実施の入試改革に資する。【1-4-21】
- ・〈21-1〉新しい高大接続プログラム「PICASOコース」を開設するにあたり、生徒の探究活動を支える施設整備を行う。コース1期生に対し、「基盤探究」の授業を実施するとともに、2020年度に向けて「実践探究」の授業内容を検討し、カリキュラムを作成する。さらに、高大連携接続委員会において1期生の評価を行い、接続入試における文理統合的視点の獲得を含めた多様な探究活動を評価する選抜方式を確定する。また、近隣地域の教育委員会や高校との連携について協議を開始する。

- 〈22〉多様な大学院生を受け入れるために、一般選抜・社会人特別選抜・外国人留学生特別選抜等それぞれのあり方を検討し、必要に応じて見直しを行う。また、学士課程と修士課程を合わせた6年一貫の教育プログラムの確立に伴い、そのプログラムに沿って修士課程に進学する学生に対して学力検査を課さない特別な入学制度を確立する。【1-4-31】
- ・〈22-1〉より多様な大学院生を受け入れる博士後期課程再チャレンジ型女性研究者支援 制度に基づく入学試験を実施する。また、引き続き、大学院博士前期課程の定員 充足率の変動について分析する。
- ・〈22-2〉学士課程と修士課程を合わせた6年一貫教育プログラムとそのプログラムに沿って修士課程に進学する学生に対して大学院特別入試を開始する。
- 2 研究に関する目標を達成するための措置
- (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置
- 〈23〉古代国家発祥の地であり、長く日本社会の宗教的中心であり、さらにはユネスコから世界文化遺産に指定された世界史的重要性を持った地域である古都奈良に立地するという恵まれた環境を活かし、日本文化や社会の特異性のみならず、普遍性、世界性を発見し、それを通じて「日本研究」と「外国研究」の双方向的な対話を促進、我が国の人文・社会諸科学の新たな地平を開く。そのために、従来から存在する共生科学研究センター、古代学学術研究センター、文学部なら学プロジェクト等を土台に国際的な日本文化研究交流拠点を設立し、それらの連携のもと世界的な日本文化や社会の研究ネットワークを形成する。【2-1-11】(戦略性が高く意欲的な計画)
- ・〈23-1〉日本文化や社会の研究ネットワークを形成するため、大和・紀伊半島学研究所が、大和・紀伊半島地域に関するシンポジウムを同地域で関係自治体や研究団体との連携により開催する。また、聖地学に関する国際シンポジウムを実施する。あわせて、同地域内の東吉野村の協力を得て旧四郷小学校に設置した大和・紀伊半島学研究所分室の整備を行うとともに、協力研究員制度を拡充する。
- 〈24〉本学の「強み」を活かした特色ある研究を進めるために、「ミッションの再定義」において「強み」とされた「基礎物理学・分子科学・基礎生物学・高エネルギー物理学」の研究を推進し、「研究論文に着目した日本の大学ベンチマーキング 2015」で使用された論文の質(Q値)と量(V値)に関する指標におけるV値の引き上げを目指す一方、Q2を維持する。また、生活科学と工学を融合させた新分野、生活工学を立ち上げ、技術を基礎に生活を革新する従来の工学と異なり、むしろ生活を基礎に技術を革新する、諸技術を俯瞰し統合する能力がより強く求められる新たな工学を確立する。【2-1-12】
- ・〈24-1〉ミッションの再定義において「強み」とされた研究のみならず、基礎的ならびに応用的研究を推進し、学術論文数の質と量を維持するため、論文投稿料の一部支援、実験設備の共用化の推進、電子ジャーナルの定期購読等の支援を実施する。また、クロスアポイントメント制度を利用して国内の大学・研究機関との教員交流を行う。
- ・〈24-2〉素材工学、情報科学、環境デザイン工学を融合した取り組みとして、生活環境 を含む日々の暮らしを見つめる工学関連の研究に取り組むとともに、研究成果集 をまとめるなど情報発信を行う。

- 〈25〉「ミッションの再定義」において「強み」とされた「生活科学におけるフロンティア教育」の研究上の基盤を強化するために、衣食住を基盤とした健康と文化に関する研究、特に心と体の健康フロンティア研究と情報技術を基盤とした衣環境フロンティア研究を幅広い視点から展開するための共同研究型プロジェクトを立ち上げ、研究成果を学会やセミナー等で国内外に情報発信する。【2-1-13】
- ・〈25-1〉生活科学のフロンティア研究、特に女性の心身の健康に関する研究やメンタル ヘルスに関する研究といった、こころと身体の健康を維持・増進させ、生活の質 を向上させる研究を推進する。また、衣の特性に注目したアンビエント情報処理 を基盤として、健康で快適な日常生活を実現する衣環境フロンティア研究を推進 する。
- 〈26〉国立女子大学として女性リーダーを長年輩出し続けてきた特色ある伝統を踏まえ、現在求められているグローバル社会における「女性活躍推進」や「ジェンダー平等の達成」に必要な諸課題を研究するために、アジア・ジェンダー文化学研究センターの機能を拡充し、研究年報の発刊や、年1回の国際シンポジウム、年3回の研究会の開催等の活動を行う。また国内外のジェンダー・女性学研究機関や研究者との連携を図り、グローバルなジェンダー研究ネットワークの拠点を形成する。【2-1-14】
- ・〈26-1〉アジア・ジェンダー文化学研究センターを中心に、各学部や人間文化研究科とも協力し、ジェンダー平等の達成に必要な諸課題を解決するための研究を進め、課題解決能力をもつ人材の育成に努める。そのために、国際シンポジウムを含む研究会を4回開催し、グローバルな研究交流ネットワークを構築する。さらに、その成果を同センターの研究年報『アジア・ジェンダー文化学研究』に発表する。また、女性史学賞の選考と授与を行い、ジェンダー研究の推進に貢献する。
- 〈27〉個別細分化し過ぎた日本の科学の現状を克服するために、国内外の大学や研究機関との共同研究を推進するとともに、研究企画室を中心に全学レベルの公開研究交流セミナーを定期的に実施する等、専門の壁を越えた研究交流を活発化させ、異分野間のマッチングを促進する。【2-1-15】
- ・〈27-1〉各学部・人間文化研究科・各研究センターにおいて、国内外の研究機関との共同研究を推進する。また、研究企画室を中心に全学的な研究交流セミナーを2回以上開催する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 〈28〉研究環境を維持・改善していくために、共通実験設備を充実し、実験設備や情報機器の登録、相互融通を進め、学内諸設備の有効活用を促進する。【2-2-11】
- ・〈28-1〉学内諸設備の有効利用を促進するため、学内の共通利用可能機器について調査 し、Webサイトにより周知を図る。

- 〈29〉研究者にその能力を十分に発揮させるために、ダイバーシティ化を進め、「ならっこネット」及び「イベント託児システム」等の子育て支援システムを実施する等、 男女の区別なく研究に従事しやすい環境にするとともに、若手教員に対して研究力を 向上させるためのメンター(支援者)を配置する。【2-2-12】
- ・〈29-1〉「奈良女子大学行動計画」に基づき、研究環境をより一層充実させるため、子育て支援システム(ならっこネット、ならっこイベント)の拡充を促進する。 具体的には、支援を必要とする研究者に必要な情報を迅速・適切に届け、子育てシステムの利用を促進させるため、Webサイトを更に充実させるなど広報活動を推進する。また、病児・病後児を預かることができる支援サポーターの育成を行うとともに病児・病後児預かり制度の運用方法を検討する。
- ・〈29-2〉ワークライフバランス支援相談室において、引き続き、研究と育児や介護との 調和に関する相談等に応じるとともに、子育て中の外国人研究者への育児情報提 供を行う。また、妊娠・出産・介護に関する「ミニ講座」を4回以上開催し、そ の内容をWebサイトでも見られるようにし、ワークライフバランスに関する情 報提供を行う。
- ・〈29-3〉ダイバーシティ研究環境の構築に向け、育児・介護に携わる教員に対する研究 活動支援、教員に対する学会参加支援等の支援策を実施する。また、関西圏の女 子大学ワーキンググループ会議を引き続いて実施し、他女子大学との連携を強化 するため、共同研究、共同セミナー等を実施する。
- ・〈29-4〉教育研究支援員制度を維持し、ライフイベントにより研究が停滞している者や、一時研究を中断した者に対して、教育研究支援員を配置するとともに、支援員の配置による効果について検証可能な項目の検討を行う。また、平成30年度に行ったメンター制度の検証結果を各部局にフィードバックし、引き続きメンター配置を行う。
- 〈30〉研究者が一定期間集中して研究に取り組めるために、平成26年度に導入したサバティカル制度の積極的な活用を行う。【2-2-13】
- ・〈30-1〉平成30年度に実施したサバティカル研修制度に関するヒアリング及びアンケート結果から課題を抽出し、引き続き本制度を活用する。
- $\langle 3 1 \rangle$ 評価システムの質を向上させるために、研究業績等の研究者情報データベースへの入力を義務化し、研究の実情の正確な把握を可能にする。 【2-2-21】
- ・〈31-1〉国立研究開発法人科学技術振興機構が提供する次期 researchmap との連携を円滑 に行うために、研究者情報システムの更新を行う。
- 3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するため の措置
 - 〈32〉大学周辺地域に限らず、本学と包括的連携協定を結んだ奈良県南部地域を含めた 住民の生涯学習ニーズに応えるために、開催地域を広げ公開講座を実施する。

[3-1-11]

・〈32-1〉本学の研究成果の発信及び地域住民の生涯学習ニーズに応えるため、積極的に 公開講座を実施する。特に、本学と包括連携協定を締結した市町村での公開講座 及び本学同窓会の佐保会や近鉄文化サロン等との連携による公開講座を企画・実 施する。

- 〈33〉本学の保有する研究成果を活かした産学官連携を推進するために、シーズ集を作成する等、本学の保有する研究成果を積極的に公表する。【3-1-12】
- ・〈33-1〉産学官連携を一層推進するために、本学の研究シーズをより詳しく知ってもら うことを目的として、従前から作成している研究成果集(シーズ集)の内容の見 直しを図るとともに、研究フォーラムや奈良経済同友会との交流・懇談会の実 施、外部機関で実施されるビジネスフェアへの出展により本学が保有している研 究シーズを発信する。
- 〈34〉大学及び附属学校が保有する歴史史料等を、その史料的価値の高さに鑑み研究の 一環として整理し、社会に公開する。【3-1-13】
- ・〈34-1〉奈良女子高等師範学校時代以来の所蔵資史料の整理作業を進め、年間1冊資料 集を刊行するとともに、学術情報センター所蔵の校史関係史料の目録作成を進 め、Webサイトで公開する。また地域社会への貢献を図るため、重要文化財で ある記念館において、創立百十周年企画として、春と秋の年2回、特別展示を行 う。
- ・〈34-2〉附属学校部でデジタル化してきた史料を整理・リスト化し、そのリストをWeb サイトで順次公開する。また、現物史料保存のため、デジタル画像を閲覧希望者に供することができるように整理する。
- 〈35〉大和・紀伊半島地域の地方創生を図るために、地域の自治体及び大学等と連携し、同地域の歴史的、とりわけ世界史的価値の再発見に取り組み、それを学術研究論文や研究書及び観光ガイドブック(日英両文)にまとめ、それをもとに、地域の観光開発、産業振興、教育振興、コミュニティー再生に取り組む。さらに地域理解を深めるために大和・紀伊半島地域をフィールドにした教育を立ち上げる。【3-1-21】(戦略性が高く意欲的な計画)
- ・〈35-1〉教員の助言を受け、前年度まで学部学生・大学院生が主体的に実施してきた大和・紀伊半島地域の歴史に係る現地調査や「歴史学実習」フィールドワークから得られた成果に基づき、観光ガイドブック(日・英両文)を作成する。またこれらの取組成果を地域に向けて情報発信する。
- 〈36〉大和・紀伊半島地域が何故に世界文化遺産に指定されるに相応しい、世界史的価値を持った地域であるのかを解明するために、新たに設立する国際的な日本文化研究交流拠点を中心に、自治体等の協力を得て、同地域において国際的シンポジウムやセミナーを開催し、それを「地方創生」にもつなげる。【3-1-22】(戦略性が高く意欲的な計画)
- ・〈36-1〉大和・紀伊半島地域が何故に世界文化遺産に指定されるに相応しい、世界史的 価値を持った地域であるのかを解明するために、大和・紀伊半島学研究所におい て、聖地学に関する国際シンポジウムを開催する。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

- 〈37〉留学を奨励し、留学生の受け入れを拡大するために、留学希望者のための英語教育、受け入れ留学生のための日本語教育、英語による教育を拡充し、平成33年度には留学生の派遣100名(約30%増)、受入250名(約80%増)を達成する。また、世界各地で催される日本留学フェアに参加する等、系統的な広報活動を行い、海外の大学等との国際交流協定を積極的に締結する。さらにダブルディグリープログラムを推進する。【4-1-11】(戦略性が高く意欲的な計画)
- ・〈37-1〉日本人学生の海外留学を推進するため、留学支援として海外留学に関する情報 提供を行うほか、留学プログラムの更なる拡充を計画し、日本人学生に多様な留 学の機会を提供する。また、英語による教育の充実を図るとともに、キャンパス における国際交流活動の拠点として「国際空間(仮)」を創設し、学内における 国際化を促進する。さらに「奈良女子大学なでしこ基金派遣留学奨学金」により 経済的支援を行う。
- ・〈37-2〉留学生の受け入れをさらに拡大するために、多様な学生交流の機会を提供するとともに、「奈良女子大学なでしこ基金交換留学生等渡日旅費及び帰国旅費支給要項」に基づき、受入留学生に経済的支援を行う。また、受入留学生用の日本語授業及び英語による授業を拡充する。加えて、日本における就職を支援するための取り組みを充実させる。この他、本学学生及び外国人留学生を対象としたサマーキャンプや、外国人留学生のみを対象としたサマースクール等の短期受け入れプログラムを実施し、単位を付与する。さらに、新たなダブルディグリープログラム開始に向けた具体的な調整を行う。また、平成30年度に改正した「奈良女子大学外国人特待留学生受入要項」に基づき、海外拠点とするバングラデシュからの留学生を特待留学生として受け入れる。
- ・〈37-3〉留学生の受け入れを拡大するために、独立行政法人日本学生支援機構が主催する日本留学フェアに参加するとともに、海外協定校を訪問しレクチャー等を行うことによって連携を強化する。また、国際交流協定の新規締結を見据え、英語による広報の充実を図る。
- 〈38〉本学の研究の国際発信力を高めるために、本学における国際学会の開催を援助 し、また、大学院生の国際学会や国際研究集会における発表を奨励、支援する。

[4-1-12]

- ・ 〈38-1〉国際学会等開催の経費支援に関する制度を新たに設け、教員による研究のアウトリーチ活動を全学的に支援する。
- ・〈38-2〉大学院正規学生の国際的な学術研究活動を奨励・支援するため、「奈良女子大学国際学術交流奨励事業(学生の国際学会等での発表)」を継続的に実施する。 募集を3回実施し、適格者には必要経費の一部(航空運賃等の旅費)を支給する。

- 〈39〉大和・紀伊半島を舞台に日本文化の普遍性、世界性を発見するという作業は、世界中の日本研究者の関心を惹く作業である。その作業を国際的な交流の中で行うために、新たに設立する国際的な日本文化研究交流拠点を中心に、日本研究の世界的ネットワークを立ち上げ、定期的にシンポジウムを開催する等、人と情報の交流を活発化させる。さらにはその取り組みと合わせて、大和・紀伊半島をフィールドに、日本の自然・社会・文化の研究をテーマにしたサマースクール等を開催し、留学生受入目標(250名)の達成に資する。【4-1-21】(戦略性が高く意欲的な計画)
- ・〈39-1〉日本文化や社会の研究ネットワークを形成するため、大和・紀伊半島学研究所が、大和・紀伊半島地域に関するシンポジウムを同地域で関係自治体や研究団体との連携により開催するほか、聖地学に関する国際シンポジウムを実施する。また大和・紀伊半島におけるフィールドワークを取り入れ、留学生受け入れ促進の一環としてサマースクールを実施する。
- 〈40〉本学をグローバルな知の交流拠点として発展させるために、地球温暖化、自然災害の多発、少子高齢化等、「課題先進国」日本の抱える現代的課題の生活科学的・学際的研究、及び「ミッションの再定義」において本学の「強み」とされた「基礎物理学・分子科学・基礎生物学・高エネルギー物理学」の研究において先端的研究を行い、その成果を世界に発信する。【4-1-22】
- ・〈40-1〉研究上の国際交流を促進するため、「ミッションの再定義」で本学の「強み」とされた諸分野の研究を発展させ、また「地球温暖化」「自然災害の多発」「少子高齢化」など、「課題先進国」日本に相応しい研究テーマを取り上げて先端的研究を実施し、その研究成果を学術雑誌やWebサイト等を用いて世界に発信する。

(2) 附属学校に関する目標を達成するための措置

- 〈41〉女子の理工系進学を促進するために、附属中等教育学校の10年に及ぶSSH校 (文部科学省により指定を受けた先進的な理数教育を実施する高等学校等)としての 実績等も踏まえ理系女性教育開発共同機構と各附属学校が連携して、初等・中等教育 課程における、女子の興味・関心を惹くことができる新たな理数教育のあり方を研 究、開発する。さらにはその過程で考案された教育方法を、各附属学校において積極 的に導入・検証する。【4-2-11】(戦略性が高く意欲的な計画)
- ・〈41-1〉理系女性教育開発共同機構と各附属学校が協力して、いかにすれば女子の理工系科目への興味・関心を高めることができるかの研究を進めるため毎月1回「理数研究会」を開催する。その際、従来の理工系科目が容易に女子の興味・関心をひかない原因を、得手不得手ではなく魅力の欠如に求め、その観点に立った新しい教育システムの開発を行う。あわせて、その成果を冊子にまとめ公開研究会等で、理数シンポジウムの開催や小グループでの研修会を行い、他校教員への情報提供を進めるとともに、外部評価を受ける。また、奈良女子大学において、ノートルダム清心学園との共催により「集まれ!理系女子」関西大会を開催し、理系女子の活躍を支援する。

- 〈42〉学力判定に偏らない大学入学判定の方法が確立し「入試のための勉強」が取り払われたとき、初等・中等教育課程の教育がどう変わり、またどのように大学における教養教育・専門教育と結びつけられるべきかを検討するとともに、国際理解教育カリキュラムの実践を通して教科横断型カリキュラムの研究開発の取組を計画し、今後あるべき中等教育のあり方について提言する。【4-2-12】
- ・〈42-1〉高大接続コース (PICASOコース) 1 期生に対して、「基盤探究」の授業を大学教員と連携して、カリキュラムに基づき実施する。また、その活動の評価方法を検討し、接続入試に活かせる具体的な評価のあり方を実践し、大学へ提示していく。
- ・〈42-2〉附属中等教育学校において進めている国際交流事業については、理数を中心とした海外連携を「さくらサイエンスプラン」(JST主催)に統合し、その他の国際交流事業はインターアクトクラブに統合し、それぞれ運用する体制を構築する。
- 〈43〉教育は如何に段階づけられ編成されるのが「子供」の成長にとって合理的かを研究するために、附属幼稚園・附属小学校においては幼小一貫教育(初等教育学校構想)を、附属中等教育学校において引き続き6年一貫(中・高接続)教育を推進するとともに、「高大連携特別教育プログラム」を拡大する等、各級教育の接続実験を行い、その成果を社会に公表する。【4-2-13】
- ・〈43-1〉附属幼稚園、附属小学校においては、文部科学省研究開発学校の研究成果を活かし、幼小一貫した資質・能力を育成する教育課程についての研究を進めるとともに、幼小接続期にあたる5歳・1年・2年の異年齢探究活動「なかよしひろば」を継続し、幼小の「円滑な接続」について全国に発信していく。また、附属小学校では、大正期から受け継ぐ子ども主体の自律的な学習「奈良の学習法」を、「主体的・対話的で深い学び」のモデルとして全国に発信するほか、英語教育を主とする「国際」の時間を2年生から設け低学年からの英語教育の可能性を探る。2~4年生は週1時間の外国語活動、5・6年生は週2時間の学級を二分した少人数による体験的な英語学習を行い、中等教育へつなぐようにする。
- ・〈43-2〉高大接続カリキュラム開発プログラム企画運営室を中心として、PICASOコース「基盤探究」の授業を実施しながら、カリキュラム内容の改善を図る。また、連絡進学委員会を通じて、小中接続入試のあり方についてデータを元に検証する。
- 〈44〉大学教育と一体化した教育実習や教育研究を行うために、実習は原則として附属 学校において行う体制を維持する。【4-2-14】
- ・〈44-1〉教員養成機能を強化するため、附属学校代表(中等教育学校副校長)が教育計画室員となって常時、室会議に参加する体制の下で、大学教員と附属学校園の教員がより緊密に連携して、質の高い教育実習、給食経営管理学臨地実習、栄養教育実習などを実施できるよう、不断の実施体制及び内容の検証を行う。
- ・〈44-2〉教育計画室と教育システム研究開発センターが連携し、「本学の教員養成課程 の改善・高度化に向けた大学教員と附属教員の連携研究推進事業」に基づいた共 同研究を実施し、その成果を「教育システム研究」へ発表する。
- 〈45〉いじめ問題等の地域や学校現場が現在抱える問題を解決するために、地域の教育 委員会等との連携のあり方も含め、解決の方法を研究する。【4-2-15】

・〈45-1〉「いじめ防止対策基本方針」の改訂を受けて、いじめの解消に関する基本的方 針に基づいた方策を確実に実施する。また、附属中等教育学校では生徒・保護者 の日常的な相談窓口として、「教育相談窓口」のさらなる充実を検討する。ま た、特別な支援が必要な園児・児童・生徒に対して、奈良女子大学の心理学専門 教員の定期巡回を受けるとともに、附属中等教育学校においては奈良県立医科大 学の精神科医師を教育相談窓口のスーパーバイザーとして年間3回招聘し、生徒 への心のケアを医療的な面から実施する。

Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

- 1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置
- 〈46〉戦略的な組織運営を行うために、業務統括会議(理事のみで構成)や企画推進会議(理事及び各学部長・研究科長で構成)を定期的に開催するとともに、教育研究の重要事項や特定のプロジェクトの責任者となる副学長を配置し、理事、副学長、部局長等による学長補佐体制を確立する。また、学長調査戦略室において、学内外の情報を収集・分析し、長期ビジョンの策定に寄与する。【5-1-11】
- ・〈46-1〉戦略的な組織運営及び学長のリーダーシップを強化するために、学長、理事、 理事でない副学長、学長補佐、部局長の意見交換会を積極的に行い、情報の共有 化を推進する。また、学長補佐体制を強化するために、大学運営上重要な分野に ついては責任者となる副学長を必要に応じて配置するとともに、多様な分野にお ける経験や有意義な知見を大学の運営に活かすことを目的として産業界等の外部 人材を理事として配置することを検討する。
- ・〈46-2〉学長調査戦略室において、学内外の情報を収集・分析し、可視化した情報を学長が意思決定する際に提供していく体制を構築する。
- 〈47〉透明性のある開かれた大学運営を行うために、経営協議会の学外委員等への情報 提供を適切に行い、その意見を組織運営に積極的に反映させる。また、監事監査機能 を強化し、定期的に監査報告を受けるとともに、役員会後に月1回理事と監事の懇談 会を設ける等、日常的に監事から監査の視点に立ったアドバイスを受けられるように する。【5-1-12】
- ・ 〈47-1〉本学の教育研究活動に対する経営協議会学外委員の理解を深めるため、実地視察や部局長等の現場責任者からの説明の機会を設ける。また、それらを踏まえた 学外委員の意見を役員会における議論に反映させる。さらに、重要度の高い事項 については随時意見照会する。
- ・〈47-2〉学長へ提出される監事監査結果への検討・対応状況を監事へ報告するとともに、法人運営に反映させるため役員会、経営協議会へも報告する。加えて共通理解を図るため監査結果を学内へ周知する。また、監事から大学の運営に対して定期的に監査の視点に立ったアドバイスを受けるとともに、大学が抱えている諸課題の共有を図ることを目的に、監事と学長、理事との懇談会を月1回実施する。加えて、学長、監事、会計監査人による三者協議会を年2回以上開催し監査結果を共有する。
- 〈48〉機能的な組織運営を行うために、大学の戦略に沿った教職員の適正配置と事務組織の検証を行う。また、多様な人材の確保と優秀な人材の登用のために、専門性を有する人材の活用や、事務職員のキャリアパスの提示を行う。【5-1-21】

- ・ 〈48-1〉 抜本的な組織改革を目指して、一法人複数大学制度を見据えた教職員の適正配 置や事務組織の編成等について検討を進める。
- ・〈48-2〉働き方改革の動向、業務の有効性・効率性の観点を踏まえ、大学の戦略に沿った事務組織編成、教員と事務職員との協働体制、役割分担の見直しについて検討する。
- ・〈48-3〉事務職員の人材育成方針に定めた「職位ごとの人材像と求められる能力」を踏まえ、事務職員の人事評価制度について引き続き検討を行い、法人統合に向けた動向を見据えながら、見直しの方向性について明らかにする。
- 〈49〉機能的な組織運営を行うために、業績評価システムを検証しつつ適切に評価を実施し、その結果に応じた処遇を行う。【5-1-22】
- ・〈49-1〉教育研究等活動状況に基づく教員の個人評価を実施するとともに、教員の個人 評価と処遇に反映させるための評価をより一層関連付けた次期教員評価の制度設 計を進める。
- 〈50〉教員の流動性を高め、教育研究活動を活性化するために、年俸制及びクロスアポイントメント制を活用し、人事制度を弾力化する。年俸制については、優れた研究者を確保できるよう業績評価システムを改善しながら推進し、導入教員の割合 12%を確保する。【5-1-23】
- ・〈50-1〉新たな年俸制の策定にあたり、教員の個人評価と処遇に反映させるための評価 をより一層関連付けた評価制度の設計を進める。
- ・〈50-2〉クロスアポイントメント制度の活用範囲拡大のため、「クロスアポイントメント制度に関する規程」を改正し弾力化を図る。
- 〈51〉男女共同参画推進のためのアクションプランを実施し、女性教員が占める割合を 35%に引き上げるとともに女性管理職が占める割合を15%に引き上げる。

[5-1-31]

・〈51-1〉女性教員の採用促進を図るため、引き続きアクションプランを通じた積極的な 採用を進める。女性活躍推進法に基づく行動計画を確実に実施し、組織的支援を 推進するとともに、ワークライフバランスを良好に維持するため、産前産後休 暇・育児休業時に学長判断により必要に応じて非常勤講師を配置する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- 〈52〉平成26年度に学部の壁を越えて実施された学部の改組を踏まえ、目下の日本の課題である、グローカルに活躍できる地域女性リーダー、理工系女性リーダー等各界各層で活躍できる女性リーダーを育成するために、平成30年度には大学院博士前期課程の改組を、平成32年度には大学院博士後期課程の改組を実施する。【5-2-11】 (戦略性が高く意欲的な計画)
- ・〈52-1〉平成30年度大学院博士前期課程改組に伴い導入した6年一貫教育プログラムについて、プログラム生を選抜し、推薦入試による大学院進学や大学院修士課程の授業の先行履修を開始する。また、2020年度大学院博士後期課程の改組を実施するための申請手続きを進めるほか、関係規程の改正・整備等を行う。

- 〈53〉平成26年度に採択された国立大学改革強化推進事業「大学の枠を越えた科学技術創造立国の中核となる理工系女性リーダー育成拠点の構築―理系女性教育開発共同機構及び大学院共同生活工学専攻の設置―」の一環として、お茶の水女子大学と共同で、平成28年度に大学院生活工学共同専攻を設置し、新たな工学分野「生活工学」を立ち上げる。【5-2-12】
- ・〈53-1〉素材工学、情報科学、環境デザイン工学の3つの領域融合型研究により、生活 を対象とした新たな工学分野である「生活工学」研究を実施し、それらがQOL 向上に役立つことを示す取組を進めるとともに、共同研究等を推進する。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- 〈54〉経営支援機能を強化するために、学長調査戦略室において学内外情報を収集するとともに達成度分析等の定量データを蓄積し、その分析結果を基に補強すべき取組を明らかにすることにより機動的な経営支援体制を構築する。【5-3-11】
- ・〈54-1〉学長調査戦略室において、学内外の情報を収集するとともに達成度分析等の定量データを蓄積し、その分析結果を基に補強すべき取組を明らかにすることにより、大学経営に必要な情報を適切に提供する。
- 〈55〉大学運営に対する事務職員の参加意識を高めて、組織運営を効率化・高度化する ために、種々の運営組織における教職協働体制を強化する。【5-3-12】
- ・〈55-1〉前年度に引き続き、教職協働組織である室を機能させるとともに、事務職員が 大学運営に主体性を持って関わることを意識づけるため、会議では事務担当者が 議事提案の趣旨及び背景の説明を行う。また、地域の高等教育機関との連携や社 会的ニーズに対応した新たな学部編成の検討会議に事務職員が委員として参加す るなど、事務職員の主体性の涵養及び大学の運営における教職協働体制の強化を 図る。
- 〈56〉事務職員の育成方針に沿った研修を体系的に実施するとともに、専門的知識や経験を有する人材を確保するために、独自の選考採用を実施する。【5-3-13】
- ・〈56-1〉事務職員の人材育成基本方針に基づき、研修計画を実施する。職階別研修においては、係長を対象とする学内研修を実施し、加えて大学職員として求められる知識の習得やスキル向上を図るため、スキルアップ研修等の目的別研修を実施する。他大学・他機関が主催する業務分野別研修やセミナーにも参加させる。
- ・〈56-2〉事務職員の採用にあたっては、職員の再配置、他大学との人事交流等を検討した上で、必要に応じて、独自の採用試験を実施する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

- 1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置
- 〈57〉外部研究資金の獲得を促進するために、科学研究費助成事業の採択に向けた科学研究費助成事業の審査結果「A」の不採択者を対象にした学内助成等を引き続き行う。また、先端的研究を通じて、大和・紀伊半島学研究所は最低年間2件、アジア・ジェンダー文化学研究センターは最低年間1件の外部資金を獲得する。【6-1-11】
- ・〈57-1〉科学研究費獲得推進費等により引き続き研究を促進するとともに、科学研究費獲得への意識向上を図るための研修会を実施する。また、先端的研究を通じて、

大和・紀伊半島学研究所は最低年間2件、アジア・ジェンダー文化学研究センターは最低年間1件の外部資金を獲得する。併せて、学内の研究支援制度を見える化し、計画的な活用を促すことで、外部資金の獲得に繋げる。

- 〈58〉留学生支援、国際交流、教育研究環境等を充実・発展させるために、同窓会組織である佐保会の活動や卒業生の活躍を広報活動の中で取り上げる機会を増やす等、ステークホルダーとの連携を強化し、寄附金の増加に向けた全学的な取り組みを通じて年間平均寄附受入総額5,000万円を達成する。【6-1-12】
- ・〈58-1〉なでしこ基金の中の「創立百十周年記念事業特定基金」の募金活動を5月末まで実施する。その後、新たにパンフレットを作成し、引き続き「なでしこ基金」の募金活動を続ける。また、前年度に引き続き、広報誌等を通して、学生及びその保護者、卒業生及び同窓会組織(佐保会)との連携強化を図る。あわせて、役員の佐保会本部・支部総会訪問により、寄附増加に向けた協力を要請する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

〈59〉省エネルギー対策を積極的に推進し、電気使用量の可視化を図る等光熱水量を削減する。また、教職員の経費削減に対する意識を高めるために、研修会の実施や財務資料等の提供を定期的に行う。また、事務経費等管理的経費を抑制するために、業務改善・合理化の取組を調査・検討し、有効と判断されるものを実施・推進する。

[6-2-11]

- ・〈59-1〉電気使用量の実績データを可視化して分析し、その結果を学内周知することにより省エネ意識を醸成するとともに、夏季及び冬季の省エネルギーの取組について、教職員に依頼文を通知して、省エネルギーの協力を求める。また、物品購入にあたっては、エネルギー効率の高い製品の調達を推奨し、光熱水量の削減に努める。
- ・〈59-2〉教職員の意識を高めるため、引き続き新任教職員研修及び新採用事務職員研修 において本学の財務状況に関する講義を実施する。また、理事、部局長が出席す る会議において、定期的に予算執行状況を報告するとともに、電子掲示板システ ムを活用し、教職員に対し情報提供を行う。
- ・〈59-3〉事務経費を始めとする管理的経費を抑制するために、引き続き業務改善策や学内外の経費削減の取組を調査・検討し、本学に有効と判断されるものについて全学実施を推進する。
- 〈60〉財務データ等実績に基づく財務分析を実施し、学内の資源配分を戦略的かつ重点 的に実施する。また、経費使途の明確化を図り一般管理費比率を抑制する等、一層の 財務内容の改善に取り組む。【6-2-12】
- ・〈60-1〉教育研究等に必要な基盤的経費を措置するとともに、本学が推進する戦略的・ 重点的事項や財務データ等実績に基づく財務分析を踏まえ、資源配分を実施す る。
- ・〈60-2〉一般管理費で執行している経費の使途を精査し、より適切な執行区分となるよう見直し等を行い、一般管理費の抑制に努める。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- 〈61〉効果的・効率的な運用を行うために、学内資産の管理状況等を定期的に点検し、 適切な管理を徹底する。【6-3-11】
- ・〈61-1〉資産の効果的・効率的な運用を行うため、固定資産(物品)の実査計画に基づ

- き実査を実施するとともに、再利用可能な物品リストを学内専用Webサイトに掲載し、現有資産の有効活用を図る。
- ・〈61-2〉学内資産(施設)の管理状況を点検するとともに、学内資産(施設)の利用状況に基づいた使用料収入の確保について、検討を行う。
- 〈62〉資金の有効活用を図るために、定期的に資金管理計画を作成し、効率的な資金繰りによる利益の確保に努め、その運用益を大学運営に充てる。【6-3-12】
- ・〈62-1〉安全かつ確実な資金の計画的運用を引き続き行うとともに、さらに効果的な資金運用を行うため、資金管理計画を改定する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき 措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- 〈63〉客観的な自己点検・評価を行うために、評価指標の設定を含め、実施方法を見直し、その結果を大学運営の改善に反映させる。また、学長調査戦略室において、必要な情報を収集する。【7-1-11】
- ・〈63-1〉前年度実施した自己点検・評価を学内にフィードバックし大学運営の改善に反映する。また、学長調査戦略室において基礎的なデータを収集し、蓄積する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

- 〈64〉国立大学法人として求められる社会への説明責任を引き続き果たすために、大学の教育研究活動や運営等に関し、大学ポートレートや大学のホームページ等の各種広報メディアを活用し、積極的に情報を公開するとともに発信する。【7-2-11】
- ・〈64-1〉今年度の5月に百十周年を迎えることに合わせて、広報誌 Today の特別号を発行する。なお、広報誌については、前年度に引き続き、学生目線を活かした情報発信ができるよう、学生記者を活用する。また、Webサイトについては、恒常的な点検を行い、利用者ニーズの把握方法について検討を行うとともに、英文サイトを充実させる。報道機関に対しては、定期的に教育研究活動等の情報発信を行う。
- ・〈64-2〉大学ポートレート(国内及び国際発信版)を活用し、国内外に大学の客観的な情報を提供するとともに、Webサイトを通じて法人情報の公開を行う。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- 〈65〉学長のリーダーシップの下、大学のビジョンとの整合性の観点からキャンパス・マスタープランを適時点検し、必要に応じて見直しを行う。【8-1-11】
- ・〈65-1〉「キャンパスマスタープラン 2017」にあるサイン計画を明確にし、バリアフリールートやサイン計画を充実する。

- (66) 戦略的に施設マネジメントを行い学び働きやすい安全なキャンパスを創造するため、キャンパス・マスタープランに基づき、寄附金等多様な財源を視野に入れるとともに国の財政措置の状況を踏まえ、バリアフリー化等ダイバーシティ環境の整備を進め、あわせてコストと資産維持とのバランスに配慮し、既存施設を有効活用し計画的に維持管理する。【8-1-12】
- ・〈66-1〉バリアフリー対策プランに基づき、トイレの洋式化及びトイレ内の手摺設置を 引き続き行うとともに、階段室に視覚誘導ブロックと手摺を設置し、安全性を確 保する。
- ・〈66-2〉学生寄宿舎については、既存の学生宿舎の建替え計画を推進し、平成30年度に 策定した「基本計画設計」に基づいた整備計画を策定する。既存施設の有効活用 を図るため、教育研究施設やインフラの整備を推進する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- 〈67〉安全管理と事故防止のために、大規模災害に対する危機管理体制等の点検を行い、危機管理マニュアルを逐次改訂する等、全学的な安全管理体制を整備・充実するとともに、安全管理に関する研修等を実施する。【8-2-11】
- ・〈67-1〉自治体の防災計画等を踏まえ、非常参集体制を整備するなど、危機管理体制を 充実させる。またリスク評価を行い、対応策が不十分である事項についてはリス クの高いものから対応策を検討する。
- ・〈67-2〉環境安全管理センターにおいて、環境安全管理センター研修会、化学物質管理 に関する安全講習会、放射線管理に関する初心者講習及び再教育訓練、バイオハ ザード管理に関する組換えDNA実験従事者安全講習会を開催し、全学的に適切 な安全管理の徹底に努める。
- ・〈67-3〉自衛消防組織、災害対策本部の体制の確認と点検を行うとともに、全学教職員 向けの「災害時における安全管理」に関する研修、教職員・学生を対象とした 「防災・消防総合訓練」を実施する。
- ・〈67-4〉環境安全管理センターにおいて、安全な教育・研究環境の維持・発展を実現させるため、実験系廃棄物の管理、実験環境及び実験設備の保全等により、環境安全管理を総合的に推進する。
- 〈68〉安全な労働環境を構築するために、衛生管理者資格の取得を教職員に推奨する 等、職場巡視の際の点検項目の共通理解を教職員と学生に広げ、全学的な安全衛生体 制を強化する。【8-2-12】
- ・〈68-1〉衛生管理者の資格取得者を確保するため、衛生管理者資格取得費用を大学が負担し、教職員に対し取得を促す。定期的な職場巡視により学内点検を行い、危険 箇所を確認し、改善を行う。全学一斉職場巡視(安全パトロール)を通じて現場 の教職員と学生への点検項目について共通理解を広げる。
- 〈69〉環境安全管理センターが主導して、引き続き薬品管理支援システム(IASO) を活用した毒物・劇物の管理を徹底するとともに、放射線障害予防委員会と情報を共 有しながら、放射性同位元素等の管理を徹底する。【8-2-13】
- ・〈69-1〉環境安全管理センターにおいて、薬品管理支援システム(IASO)のカタログデータ及びサポートサイトの更新を実施し、IASOの機能強化を図るとともに、毒物・劇物の厳格な管理を実施する。
- ・〈69-2〉環境安全管理センターにおいて、放射性同位元素等の厳格な管理を徹底するた

め、放射線障害予防委員会に環境安全管理センター員を参画させ情報を共有する。また、放射線管理に関する初心者講習及び再教育訓練を実施するとともに、毎月学内の放射線量を測定する。さらに、遺伝子組換え生物等の厳格な管理を徹底するため、組換えDNA実験従事者安全講習会を実施する。

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

- 〈70〉研究者倫理、公的研究費の適正な執行、研究活動の不正行為の防止、及び公益通報者保護等に関しての法令及び学内規程の遵守について、教職員や学生に対するeラーニングによるものも含めた各種研修会の実施、助成金の受入状況調査等を含めた学内監査の適正実施、監査結果の学内周知等によるさらなる徹底を行い、コンプライアンス推進体制を強化する。【8-3-11】
- ・〈70-1〉前年度刊行した「公正な研究活動遂行のためのハンドブック」を教職員研修会の教材として活用して研修会を実施するとともに、研究活動の不正行為防止においては、研究者自ら倫理教育を受講できる機会を提供するために、「公正な研究活動遂行のためのハンドブック」、e ラーニングプログラムに加えて研究倫理教材情報をWebサイト上で公開する。さらに、公的研究費の適正な執行が行われるよう、諸手続きやルールを電子掲示板システム等を活用して周知徹底する。
- ・〈70-2〉助成金の受入状況調査を含めた内部監査を行い、共通理解を図るため監査結果 について学内に周知する。さらに、ヒアリングにおいて、昨年度増加させた対象 者数を維持するとともに、公益通報に関する受付窓口について周知を行う。
- (70-3)各部局における内部統制の取組みについてモニタリングし、課題点を洗い出し、取組が不十分な部局に対しては改善を促す。またこれらの情報を学内教職員に対して共有することで、リスクに対する意識の向上とともに内部統制活動の可視化を図る。
- 〈71〉研究助成金等の受け入れにあたって、それぞれの教職員が個人経理等について不適切な管理をしていないかを自己点検するためのチェックシートを作成し、適正な執行がなされているか定期的に確認する。【8-3-12】
- ・〈71-1〉新任教員に対して個人経理に関する自己点検チェックシートを配付し、自己点 検を実施するとともに、全学教員を対象とした研究助成金受入に関する自己点検 を実施し適正な執行がなされているか確認する。また、研修会等において寄附金 等に関する経理手続きをハンドブックにより引き続き周知する。
- 〈72〉新任教職員研修や新入生教育において、情報倫理教育及び情報セキュリティ教育を実施する。また、情報システムの適正な運用を行うとともに、情報セキュリティ管理のガイドラインを整備し、情報セキュリティインシデントを未然に防止する機能を強化する。【8-3-21】
- ・〈72-1〉情報セキュリティ意識向上のため、大学構成員対象の情報セキュリティチェック、新任教職員・新入生対象の情報倫理教育、3年次生対象の情報セキュリティ e ラーニングを実施する。「奈良女子大学 C S I R T 」によるインシデントマネジメント機能強化を図るため、インシデント対応訓練・メール訓練を実施する。
- ・〈72-2〉パブリッククラウドの利用に係る方針となる情報システムの関連規程に沿った利用申請等の様式を整備する。

Ⅵ 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

別紙参照

Ⅷ 短期借入金の限度額

- 〇 短期借入金の限度額
- 1 短期借入金の限度額

858,591 千円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

™ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

(計画なし)

区 剰余金の使途

毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学 大臣の承認を受けて、施設の老朽改善を含め教育研究の質の向上及び組織運営の改善に 充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位:百万円)

施設・設備の内容	予定額	財 源
小規模改修	総額 160	(独)大学改革支援・学位授与機 構施設費交付金 (18)
(北魚屋他) 基幹・環境整備(ブロック塀対策)		施設整備費補助金 (15)
(東紀寺他) ライフライ ン再生(給排水設備)		施設整備費補助金 (127)

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備 や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

- ・事務職員の人事評価制度について引き続き検討を行い、法人統合に向けた動向を見据 えながら、見直しの方向性について明らかにする。
- ・新たな年俸制の策定にあたり、教員の個人評価と処遇に反映させるための評価を関連 付けた評価制度の設計を進める。
- ・女性教員の採用促進を図るため、引き続きアクションプランを通じた積極的な採用を 進める。女性活躍推進法に基づく行動計画を確実に実施し、組織的支援を推進する。

- ・事務職員の人材育成基本方針に基づき、研修計画を実施する。職階別研修において は、係長を対象とする学内研修を実施し、加えて大学職員として求められる知識の習 得やスキル向上を図るため、スキルアップ研修等の目的別研修を実施する。他大学・ 他機関が主催する業務分野別研修やセミナーにも参加させる。
- ・事務職員の採用にあたっては、職員の再配置、他大学との人事交流等を検討した上 で、必要に応じて、独自の採用試験を実施する。

(参考1) 平成31年度の常勤職員数 337人 また、任期付き職員数の見込みを 23人とする。 (参考2) 平成31年度の人件費総額見込み 3,840百万円(退職手当は除く)

(別紙) 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予 算

(単位:百万円)

区分	金	額	14. 11/3
収入			
運営費交付金		3,	661
施設整備費補助金		,	1 4 3
船舶建造費補助金			0
補助金等収入			1 0
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金			1 8
自己収入		1,	
授業料、入学金及び検定料収入		1,	
附属病院収入		-,	0
財産処分収入			0
維収入			5 2
産学連携等研究収入及び寄附金収入等			2 2 5
引当金取崩			0
長期借入金収入			0
貸付回収金			0
目的積立金取崩			0
出資金			0
計		5,	6 5 6
支出			
業務費		5,	260
教育研究経費		5,	260
診療経費			0
施設整備費			161
船舶建造費			0
補助金等			1 0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等			2 2 5
貸付金			0
長期借入金償還金			0
大学改革支援・学位授与機構施設費納付金			0
出資金			0
計		5,	6 5 6
	Į		

[人件費の見積り]

期間中総額 3,847百万円を支出する(退職手当は除く)。

- ※「運営費交付金」のうち、当年度当初予算額 3,589百万円、前年度よりの繰越額の うち使用見込額 72百万円
- ※「施設整備費補助金」のうち、当年度当初予算額 128百万円、前年度よりの繰越額の うち使用見込額 15百万円

2. 収支計画

(単位:百万円)

区分	金額
費用の部	5, 827
経常費用	5, 827
業務費	5, 323
教育研究経費	9 4 6
診療経費	0
受託研究費等	1 1 6
役員人件費	8 7
教員人件費	3, 300
職員人件費	8 7 4
一般管理費	2 9 1
財務費用	0
維損	0
減価償却費	2 1 3
臨時損失	0
収益の部	5, 827
経常収益	5, 827
運営費交付金収益	3, 635
授業料収益	1, 386
入学金収益	2 1 5
検定料収益	5 3
附属病院収益	0
受託研究等収益	1 1 6
補助金等収益	1 0
寄附金収益	1 2 9
施設費収益	1 9
財務収益	0
雑益	5 2
資産見返運営費交付金等戻入	1 0 2
資産見返補助金等戻入	8 3
資産見返寄附金戻入	2 7
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩益	0
総利益	0

3. 資金計画

(単位:百万円)

		\ 1 1 	. 🗆 // 1 1
区分	金	額	
資金支出		6,	1 3 5
業務活動による支出		5,	4 1 8
投資活動による支出			2 3 8
財務活動による支出			0
翌年度への繰越金			4 7 9
資金収入		6,	1 3 5
業務活動による収入		5,	4 2 3
運営費交付金による収入		3,	5 8 9
授業料、入学金及び検定料による収入		1,	5 4 7
附属病院収入			0
受託研究等収入			1 1 6
補助金等収入			1 0
寄附金収入			1 0 9
その他の収入			5 2
投資活動による収入			1 6 1
施設費による収入			1 6 1
その他の収入			O
財務活動による収入			O
前年度よりの繰越金			5 5 1

別表 (学部の学科、研究科の専攻等)

文学部	人文社会学科	240人	
	言語文化学科	200人	
	人間科学科	160人	
	3 年次編入学	3 2 人	
理学部	数物科学科	252人	
	化学生物環境学科	3 4 8 人	
	3年次編入学	20人	
生活環境学部	食物栄養学科	140人	
	心身健康学科	160人	
	情報衣環境学科	140人	
	住環境学科	140人	
	生活文化学科	120人	
	3年次編入学	28人	
大学院人間文化研究科	人文社会学専攻(修士課	果程)	48人
	言語文化学専攻(修士課	果程)	36人
	人間科学専攻(修士課程	星)	2 4 人
	食物栄養学専攻(修士課程) 心身健康学専攻(修士課程) 情報衣環境学専攻(修士課程) 生活工学共同専攻(修士課程)		26人
			4 4 人
			20人
			14人
	住環境学専攻(修士課程	星)	26人
	生活文化学専攻(修士課	果程)	18人
	数物科学専攻(修士課程	- ·	56人
	化学生物環境学専攻(修		8 4 人
	比較文化学専攻(博士認	—.	30人
	社会生活環境学専攻(博		4 5 人
	共生自然科学専攻(博士		2 4 人
	生活工学共同専攻(博士		6人
	複合現象科学専攻(博士	:課程)	9人
附属幼稚園	144人		
	学級数 6		
附属小学校	420人		
	学級数 12		
附属中等教育学校	720人		
	学級数 18		